

医療機器、医療機器類、什器・備品の区分整理

		整備・更新	保守・点検	管理(修理含む)
医療機器類	医療機器 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に定める特定保守管理医療機器	医療機器類の整備・更新業務	医療機器の保守・点検業務 ※政令8業務として規定する業務	医療機器類の管理
	X区分			
	什器・備品 Z区分	什器・備品の整備・更新・保守点検・管理業務		

専らPFI事業者が使用するY区分については、整備・更新、保守・点検、管理(修理含む)をPFI事業者側で行う。